

1 学校などで^{がっこう} 勉強^{べんきょう}を続ける^{つづ}場合^{ばあい}

在留資格「留学」の^{ざいりゅうしかく} 在留期間更新許可^{ざいりゅうきかんこうしんきょか}を受けて、勉強^{べんきょう}などを続ける^{つづ}られます。

⇒ 今いる^{いま} 学校^{がっこう}などから 他^{ほか}の学校^{がっこう}に移^{うつ}って 勉強^{べんきょう}をする場合^{ばあい}や これまでいた 学校^{がっこう}とは 違う^{ちが}学校^{がっこう}などで 勉強^{べんきょう}を続ける^{つづ}る場合^{ばあい}も 更新^{こうしん}ができます。

⇒ 日本語^{にほんご}を 勉強^{べんきょう}している場合^{ばあい}、いつもなら 2年間^{ねんかん} 日本^{にほん}にいたることができ^なますが、これよりも長い期間^{ながきかん}の 更新^{こうしん}ができません。

⇒ 資格外活動許可^{しかくがいかつどうきょか}を受けた場合^{ばあい}は、原則^{げんそく}1週間^{しゅうかん}に 28時間以内^{じかんい}の アルバイト^いができます。

2 勉強^{べんきょう}などを 続け^{つづ}ない場合^{ばあい}

(1) 2020年^{ねん}に 学校^{がっこう}などを 卒業^{そつぎょう}した人^{ひと}が、帰^{かえ}るための 飛行機^{ひこうき}を取^とったり、自分^{じぶん}の国^{くに}にある 家^{いえ}に帰^{かえ}ることが 難^{むずか}しいと 認め^{みと}られる場合^{ばあい}、在留資格「特定活動」(6か月)^{ざいりゅうしかく「とくていかつどう(げつ)」}への 在留資格変更許可^{ざいりゅうしかくへんこうきょか}ができます。

⇒ 仕事^{しごと}をしたい時^{とき}は、資格外活動許可^{しかくがいかつどうきょか}を受け^うけなくても、1週間^{しゅうかん}に 28時間以内^{じかんい}の アルバイト^いができます。

(2) 2020年^{ねん}に 学校^{がっこう}などを 卒業^{そつぎょう}した留学生^{りゅうがくせい}で「留学」の在留資格^{ざいりゅうしかく}を 持^もっていて、資格外活動^{しかくがいかつどう}の 許可^{きょか}を受けている人^{ひと}が、帰^{かえ}るための 飛行機^{ひこうき}を取^とったり、自分^{じぶん}の国^{くに}にある 家^{いえ}に帰^{かえ}ることが 難^{むずか}しいと 認め^{みと}られる場合^{ばあい}

⇒ 卒業^{そつぎょう}した後^{あと}でも 1週間^{しゅうかん}に 28時間以内^{じかんい}の アルバイト^いができます。

3 卒業^{そつぎょう}した後^{あと}の 仕事^{しごと}が 決^きまっている場合^{ばあい}

要件^{ようけん}を満たせば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」などへの^{ざいりゅうしかくへんこう} 在留資格変更^{ざいりゅうしかくへんこう}ができます。

4 卒業^{そつぎょう}した後^{あと}も 日本^{にほん}で 仕事^{しごと}を探^{さが}し続け^{つづ}たい場合^{ばあい} (大学^{だいがく}、高等専門学校^{こうとうせんもんがっこう}、専修学校^{せんしゅうがっこう} 専門課程^{せんもんかてい}を 卒業^{そつぎょう}した 留学生^{りゅうがくせい}に限^{かぎ}る。)

在留資格「特定活動」への^{ざいりゅうしかくへんこう} 在留資格変更許可^{ざいりゅうしかくへんこうきょか}を受け、卒業^{そつぎょう}してから 1年間^{ねんかん} 仕事^{しごと}を探^{さが}すことが できます。

⇒ いつもなら 仕事^{しごと}を探^{さが}す場合^{ばあい}は 卒業^{そつぎょう}してから 1年間^{ねんかん} 日本^{にほん}にいたることができ^なますが、1年以上^{ねんいじょう}の 更新^{こうしん}ができません。

⇒ 資格外活動許可^{しかくがいかつどうきょか}を受け^うけた場合^{ばあい}は、原則^{げんそく}として 1週間^{しゅうかん}に 28時間以内^{じかんい}の アルバイト^いができます。